平成２２年（フ）第５２１号
愛知県岡崎市若松町字向山49番地１　エスポワール若松２―301
債務者　加藤　哲也
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月13日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９９２号
横浜市瀬谷区橋戸２丁目23番地　県営橋戸原団地５棟504号
債務者　山脇　文乃
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９９７号
横浜市南区南太田２丁目21番１―702号
債務者　本川　淳子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０５８号
横浜市神奈川区西神奈川３丁目10番地の２松永方
債務者　和田喜美子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１０６号
横浜市栄区公田町774番地の３
債務者　寺川　利英
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０号
栃木県小山市大字雨ヶ谷新田26番地６フラワーヒルズＣ棟101号
債務者　小野寺貴博
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１９８７号
横浜市旭区左近山448番地３　左近山団地９街区５棟502号
債務者　沼田　光雄
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９８８号
横浜市旭区左近山448番地３　左近山団地９街区５棟502号
債務者　沼田　敦子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７６号
岡山市中区今在家167番地９
債務者　奥橋美智子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６６号
岡山市北区寿町８番２号
債務者　安田　昭忠
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６７号
岡山市北区寿町８番２号
債務者　安田　清子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８８号
岡山市中区湊217番地６
債務者　原田　二良
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３０１１号
東京都北区王子本町３丁目３―７―201
債務者　的場　政一
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０１２号
東京都北区王子本町３丁目３―７―201
債務者　的場エステリタオカンポこと　マトバエステリタ　オカンポ
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３８５号
東京都多摩市一ノ宮２―15―２　佐伯コーポ１号、住民票上の住所東京都多摩市諏訪４丁目１―６―405
債務者　田巻ゆう子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３４１０号
東京都練馬区大泉町４丁目32―12―107
債務者　小澤明日美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部